

16 骨子案(山梨県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称))

関係省令	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第174号)
------	--

※省令の基準は、こちらをクリックしてください。

【総則】 従=従うべき基準、標=標準とする基準、参=参酌すべき基準(以下同じ)

基準	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	定義(第2条)	本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。
参	障害福祉サービス事業者の一般原則(第3条)	

【療養介護】

基準	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針(第4条)	(設備) プライバシー保持の観点から、相談室を設けるものとする。
参	構造設備(第5条)	
従	管理者の資格要件(第6条)	(非常災害対策) 本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。
参	運営規程(第7条)	
参	非常災害対策(第8条)	① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。
参	記録の整備(第9条)	
標	規模(第10条)	② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。
従・参	設備の基準(第11条)	
従・標	職員の配置の基準(第12条)	③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。
参	心身の状況等の把握(第13条)	
参	障害福祉サービス事業者等との連携等(第14条)	その他については、本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。
参	療養介護事業者が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等(第15条)	
参	療養介護の取扱方針(第16条)	
参	療養介護計画の作成等(第17条)	
参	サービス管理責任者の責務(第18条)	
参	相談及び援助(第19条)	
参	機能訓練(第20条)	
従・参	看護及び医学的管理の下における介護(第21条)	
参	その他のサービスの提供(第22条)	
参	緊急時等の対応(第23条)	
参	管理者の責務(第24条)	
参	勤務体制の確保等(第25条)	
参	定員の遵守(第26条)	
参	衛生管理等(第27条)	
従	身体拘束等の禁止(第28条)	
従	秘密保持等(第29条)	
参	苦情解決(第30条)	
参	地域との連携等(第31条)	
従	事故発生時の対応(第32条)	

【生活介護】

基準	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第33条）	<p>(非常災害対策)</p> <p>本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。</p> <p>① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。</p> <p>② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。</p> <p>③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。</p> <p>その他については、本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。</p>
参	構造設備（第34条）	
従	管理者の資格要件（第35条）	
参	運営規程（第36条）	
標	規模（第37条）	
参	設備の基準（第38条）	
従・標	職員の配置の基準（第39条）	
従・標・参	従たる事業所を設置する場合における特例（第40条）	
参	サービス提供困難時の対応（第41条）	
従・参	介護（第42条）	
参	生産活動（第43条）	
従	工賃の支払（第44条）	
参	食事（第45条）	
参	健康管理（第46条）	
参	緊急時等の対応（第47条）	
参	衛生管理等（第48条）	
参	協力医療機関（第49条）	
	準用（第50条）	

【自立訓練(機能訓練)】

基準	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第51条）	<p>(非常災害対策)</p> <p>本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準について</p>
従	職員の配置の基準（第52条）	
従・参	訓練（第53条）	
参	地域生活への移行のための支援（第54条）	

	準用（第55条）	<p>は、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。</p> <p>① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。</p> <p>② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。</p> <p>③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。</p> <p>その他については、本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。</p>
--	----------	--

【自立訓練(生活訓練)】

基準	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第56条）	<p>(非常災害対策)</p> <p>本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。</p> <p>① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。</p> <p>② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。</p> <p>③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。</p> <p>その他については、本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。</p>
標	規模（第57条）	
従・参	設備の基準（第58条）	
従	職員の配置の基準（第59条）	
	準用（第61条）	

【就労移行支援】

基準	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第62条）	<p>(非常災害対策)</p> <p>本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。</p> <p>① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。</p> <p>② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。</p> <p>③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。</p> <p>その他については、本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。</p>
参	認定就労移行支援事業所の設備（第63条）	
従	職員の配置の基準（第64条）	
従	認定就労移行支援事業所の職員の員数（第65条）	
参	実習の実施（第66条）	
参	求職活動の支援等の実施（第67条）	
参	職場への定着のための支援の実施（第68条）	
参	就職状況の報告（第69条）	
	準用（第70条）	

【就労継続支援A型】

基準	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第71条）	<p>(非常災害対策)</p> <p>本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。</p> <p>① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。</p> <p>② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。</p>
従	管理者の資格要件（第72条）	
標	規模（第73条）	
参	設備の基準（第74条）	
従	職員の配置の基準（第75条）	
従・標・参	従たる事業所を設置する場合における特例（第76条）	
従	実施主体（第77条）	
従	雇用契約の締結等（第78条）	
参	就労（第79条）	
従	賃金及び工賃（第80条）	
参	実習の実施（第81条）	
参	求職活動の支援等の実施（第82条）	
参	職場への定着のための支援等の実施（第83条）	

参	利用者及び職員以外の者の雇用（第84条）	<p>定を加える。</p> <p>③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。</p> <p>その他については、本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。</p>
	準用（第85条）	

【就労継続支援B型】

基準	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	基本方針（第86条）	<p>(非常災害対策)</p> <p>本県においては、東海地震や富士山噴火等の大規模災害の発生が想定されるため、非常災害への備えを強化する必要がある。本県の地域特性等から山梨県地域防災計画においては、多様な災害への対策が定められており、この内容を反映する形で独自基準を設ける。独自基準については、現行の国基準の内容に加えて、以下のような内容とする。</p> <p>① 非常災害に関する具体的計画は、火災・風水害など一般災害の他、地震災害、火山災害など、施設ごとに予想される非常災害の種別に応じた具体的計画を立てるべきことを明確にする。</p> <p>② 避難、救出その他必要な訓練については、非常災害時に、消防機関の他、近隣住民、地域の消防団、連携関係にある施設などの関係機関の協力が得られるよう、訓練実施の際に関係機関との連携に努める旨の規定を加える。</p> <p>③ 非常災害時には交通インフラの寸断などにより救援物資の遅配も想定されることから、食料等の備蓄及び施設機能の応急復旧に必要な防災資機材の整備に努める旨の規定を設ける。</p> <p>その他については、本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。</p>
従	工賃の支払等（第87条）	
	準用（第88条）	

【多機能型に関する特例】

基準	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	県の考え方
標	規模に関する特例（第89条）	本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから条例どおりの基準を規定する。
従	職員の員数等の特例（第90条）	
参	設備の特例（第91条）	

【附則】

基準	障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準	県の考え方
参	附則	本県の事情に省令の基準と異なる、あるいは上回る基準を定める事情、特殊性はないことから省令どおりの基準を規定する。